

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、大規模小売店舗設置者が実施する周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見がある場合は、縦覧期間満了の日までに宮城県経済商工観光部商工経営支援課に到達するよう意見書を提出することができる。

平成23年11月9日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 届出者名
株式会社しまむら 代表取締役 野中 正人
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
ふるかわきたファッションモール
大崎市古川栄町3番1 外
- 3 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所
株式会社しまむら 代表取締役 野中 正人
埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目19番4号
- 4 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
(変更前) ふるかわきたファッションモール
古川市栄町3-1 外
(変更後) ふるかわきたファッションモール
大崎市古川栄町3番1 外
 - (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) 株式会社しまむら 代表取締役 藤原 秀次郎
埼玉県さいたま市宮原町2丁目19番4号
(変更後) 株式会社しまむら 代表取締役 野中 正人
埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目19番4号
 - (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) 株式会社しまむら 代表取締役 藤原 秀次郎
埼玉県さいたま市宮原町2丁目19番4号
株式会社アベイル 代表取締役 島村 治伸
埼玉県さいたま市宮原町2丁目19番4号

(変更後) 株式会社しまむら 代表取締役 野中 正人
埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目 19 番 4 号

5 変更の年月日

4 (1) 平成 18 年 3 月 31 日

4 (2) 住所の変更については平成 15 年 4 月 1 日

代表者の氏名の変更については平成 21 年 5 月 15 日

4 (3) 住所の変更については平成 15 年 4 月 1 日

代表者の氏名の変更については平成 21 年 5 月 15 日

吸収合併に伴う変更については平成 21 年 8 月 21 日

6 届出年月日

平成 23 年 10 月 20 日

7 縦覧場所

宮城県経済商工観光部商工経営支援課, 宮城県県政情報センター, 大崎地方県政情報
コーナー及び大崎市役所

8 縦覧期間

平成 23 年 11 月 9 日から平成 24 年 3 月 9 日まで (ただし, 閉庁日を除く。)

9 意見書提出先

仙台市青葉区本町三丁目 8 番 1 号

宮城県経済商工観光部商工経営支援課

10 意見書提出に関する注意事項

縦覧場所に備え付けの「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」
(経済産業省告示第 16 号) 及び意見書様式を参考のこと。